国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

同時発表 北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、 近畿運輸局、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局、内閣府沖縄総合事務局

令和2年5月7日自動車局整備課

13 January

自動車検査証の有効期間を伸長します(対象期間の延長)

~新型コロナウイルス感染症対策~

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置 を実施すべき期間が延長されたことに伴い、自動車検査証の有効期間が令和2年6月 1日から6月30日までの自動車について、全国一律に令和2年7月1日まで自動車 検査証の有効期間を伸長します。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、対象地域である全国47都道府県において、爆発的な感染拡大の発生を防止するため、外出による感染拡大のリスクを排除する必要があることから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を伸長することとし、令和2年5月8日付けで公示することとしましたのでお知らせします。

○対象車両

自動車検査証の有効期間が満了する日が、6月1日から6月30日までの自動車 全て

(※ 今和2年4月7日付け及び令和2年4月16日付け運輸支局長の公示により、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年4月8日又は17日から同年5月31日までのもの(令和2年2月28日付け運輸支局長の公示により、自動車検査証の有効期間の満了する日を、令和2年4月30日としたものを含む)を、今和2年6月1日を満了する日としたものを含む。(別紙 参考1参照)

(有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄をご覧ください。)

有効期間の満了する日

平成 32 年 6 月 30 日

○措置内容

自動車検査証の有効期間を7月1日まで伸長

○継続検査の手続き

対象車両については、7月1日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご 使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○自動車損害賠償責任保険(共済)の手続き(締結手続の特例措置)

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、 継続契約の締結手続きが7月1日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険(共済)代理店等にご相談ください。

○伸長の詳細につきましては、国土交通省の関連ホームページをご確認ください。 http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/kensa/index.htm

○伸長手続きに関するお問い合わせ先(地域別)

対象地域	連絡先	電話番号
北海道	北海道運輸局 自動車技術安全部技術課	TEL:011-290-2753
青森県、秋田県、岩手県、山形県、 宮城県、福島県	東北運輸局 自動車技術安全部技術課	TEL:022-791-7535
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	関東運輸局 自動車技術安全部技術課	TEL:045-211-7255
新潟県、富山県、石川県、長野県	北陸信越運輸局 自動車技術安全部技術課	TEL:025-285-9155
福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県	中部運輸局 自動車技術安全部技術課	TEL:052-952-8043
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、 和歌山県、兵庫県	近畿運輸局 自動車技術安全部技術課	TEL:06-6949-6452
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県	中国運輸局 自動車技術安全部技術課	TEL:082-228-9143
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	四国運輸局 自動車技術安全部技術課	TEL:087-802-6785
福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、 熊本県、宮崎県、鹿児島県	九州運輸局 自動車技術安全部技術課	TEL:092-472-2539
沖縄県	沖縄総合事務局 運輸部車両安全課	TEL:098-866-1837

<プレスリリースに関するお問い合わせ先>

(自動車検査証の有効期間の伸長関係)

自動車局整備課 高久、太田 TEL:03-5253-8111(内線:42427)FAX:03-5253-1639(自動車損害賠償責任保険関係)

自動車局保障制度参事官室 中島、曽我部 TEL: 03-5253-8111 (内線:41516)

FAX: 03-5253-1638

(参考1)

○今回の自動車検査証の有効期間の伸長措置

公示日	対象地域	対象となる有効期間の満了する日	伸長日
5月8日	全国一律	令和2年6月1日~6月30日	令和2年7月1日

[※]下記により自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年6月1日に伸長されたものを含みます。

○これまでの自動車検査証の有効期間の伸長措置(新型コロナウイルス感染症対策)

公示日	対象地域	対象となる有効期間の満了する日	伸長日
2月28日	全国一律	令和2年2月28日~3月31日	令和2年4月30日 ※4月7日、4月16日付 の公示により、自動車 検査証の有効期間の 満了する日は6月1日 まで更に伸長されてい ます。
4月7日	東京都	令和2年4月8日~5月31日	令和2年6月1日
4月16日	全国 (令和2年4 月7日付けの 運輸支局長公 示により対象 となっている 上記の7都府 県を除く)	令和2年4月17日~5月31日	令和2年6月1日

(参考2) 参照条文

道路運送車両法(昭和26年 法律第185号)(抜粋)

- 第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。
- 2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動 車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考3) 自動車検査証の有効期間を伸長した最近の例

- 令和2年4月新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等 緊急事態措置を実施すべき区域として追加された全国の都道府県(令和2年4月7日 付けの運輸支局長公示により既に対象となっている7都府県を除く)に使用の本拠を 有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年4月17日から5月31日ま での自動車について、令和2年6月1日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年4月新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等 緊急事態措置を実施すべき区域(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫 県及び福岡県)に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和2 年4月8日から5月31日までの自動車について、令和2年6月1日まで自動車検査 証の有効期間を伸長。
- 令和2年2月新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、自動車検査証の有効期間が令和2年2月28日から3月31日までの自動車について、全国一律に令和2年4月30日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和元年10月台風第19号の被害に伴い東京都西多摩郡奥多摩町日原地区に使用の本拠を有する車両について日原地区から同地区外とへの交通が可能となった日の2週間後の日の翌日まで伸長。
- 令和元年10月台風第19号の被害に伴い宮城県の全域と岩手県、福島県、茨城県、 栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県の一 部の地域に使用の本拠を有する車両について最大2ヶ月伸長。

(参考4)運輸支局長の公示例(各都道府県の公示については、北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、中国運輸局、四国運輸局、 九州運輸局、内閣府沖縄総合事務局ホームページをご確認下さい。)

公示

道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年6月1日から同年6月30日までのものは、令和2年7月1日をもって満了するものとする。

記

北海道

令和2年5月8日

北海道運輸局 札幌運輸支局長